

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年3月27日

会社名 マークスライフ株式会社
代表者名 代表取締役 花原 浩二
問合せ先 取締役管理統括本部長 宮本 洋輔
TEL (03)5299-7791
URL <https://marks-house.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「不動産の可能性を追求し 世の中の困りごとを解決する」をビジョンとして掲げ、不動産に関する各種事業を推進しております。
経営理念の達成のためには、ステークホルダーからの信頼を得ることが必要不可欠であり、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であると考えております。当社の組織体制や仕組みを整備することで、経営の透明性を高め、ステークホルダーの信頼性を獲得することが経営理念の達成及び企業価値向上のために最も重要な事項の一つと位置づけております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 BOX	459,000	40.76
花原 浩二	278,000	24.69
株式会社 FMS	108,000	9.59
株式会社スマイル	40,000	3.55
明治安田生命保険相互会社	40,000	3.55
株式会社サイバーアシスト	26,000	2.31
株式会社エスエヌジー	20,000	1.78
株式会社 VIDA Corporation	20,000	1.78
太田 猛也	12,000	1.07
笹尾 里枝	11,000	1.0

支配株主名	花原 浩二
-------	-------

親会社名	株式会社 BOX
親会社の上場取引所	なし

補足説明

株式会社 BOX は花原浩二の資産管理会社であり、花原浩二が株式の 100%を保有しています。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	10 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。</p>

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名

社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役員数	3名以内
監査役員数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>当社の内部監査は、内部監査担当者が業務を担当しております。監査は、管理統括本部が実施しており、管理統括本部の監査は他の者が行い相互に牽制する体制をとっております。年度の初めに立案された監査計画に基づき監査を実施し、代表取締役社長に対し報告書並びに改善指示書を提出する体制をとっております。改善指示書を受けた被監査部門は、指示書に基づき改善を進め、改善状況について代表取締役社長宛に報告しております。</p> <p>一方、監査役監査では、コーポレート・ガバナンス体制の実効性維持・向上のため、取締役に対する監視・監督を行い、必要に応じて各種の報告請求や調査を行うことにより、経営層の牽制を行っております。</p> <p>なお、内部監査担当者、監査役及び監査法人が相互に連携し、情報交換を行い、三様監査を実効性のあるものとしております。</p>

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柳 昭駒	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳 昭駒	-	該当事項はありません	監査役としての実務経験が豊富であり、当社にとって企業経営全般的な立場から有益な指摘をいただけると考え、選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	0名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当事項に関する補足説明

当社取締役及び従業員に対して、経営成績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上に資することを目的として、2024年6月28日開催の臨時取締役会の決議に基づき、ストックオプション制度を導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役, 従業員, その他
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬総額は株主総会によって決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポートは管理統括本部がおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>(1) 取締役会</p> <p>当社の取締役会は取締役5名により構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、取締役会規程、職務権限規程、職務権限基準、その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会には社外監査役1名が出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。</p> <p>(2) 監査役</p> <p>当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名にて構成されております。監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の職務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。</p> <p>(3) 会計監査</p> <p>当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年10月期において監査を執行した公認会計士は小室豊和氏、寺島洋希氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。</p>

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(4) 内部監査

当社の内部監査は、管理統括本部を主幹部署とし、2名で構成されております。また、管理統括本部の監査は、代表取締役社長が指名する者が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対して改善提言を含む内部監査報告書を提出する体制をとっております。

(5) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社は、リスクマネジメント及びコンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するために、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は3か月に1回開催され、必要ある場合には臨時委員会を開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役会の監督機能の向上を図り、経営の効率性及び健全性を高め、さらなる企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるために、本体制を採用いたしました。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	後の株主の状況を鑑み、検討して参ります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
実施していない	検討して参ります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後のステークホルダーの状況を鑑み、検討して参ります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令による内部統制システムの整備に関する取締役会

決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しております。

現状、取締役会規程の順守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力に対する対応統括部所を管理統括本部とし、役員、執行役員及び従業員に対する啓発活動等により、関係の排除に取り組みます。

V. その他

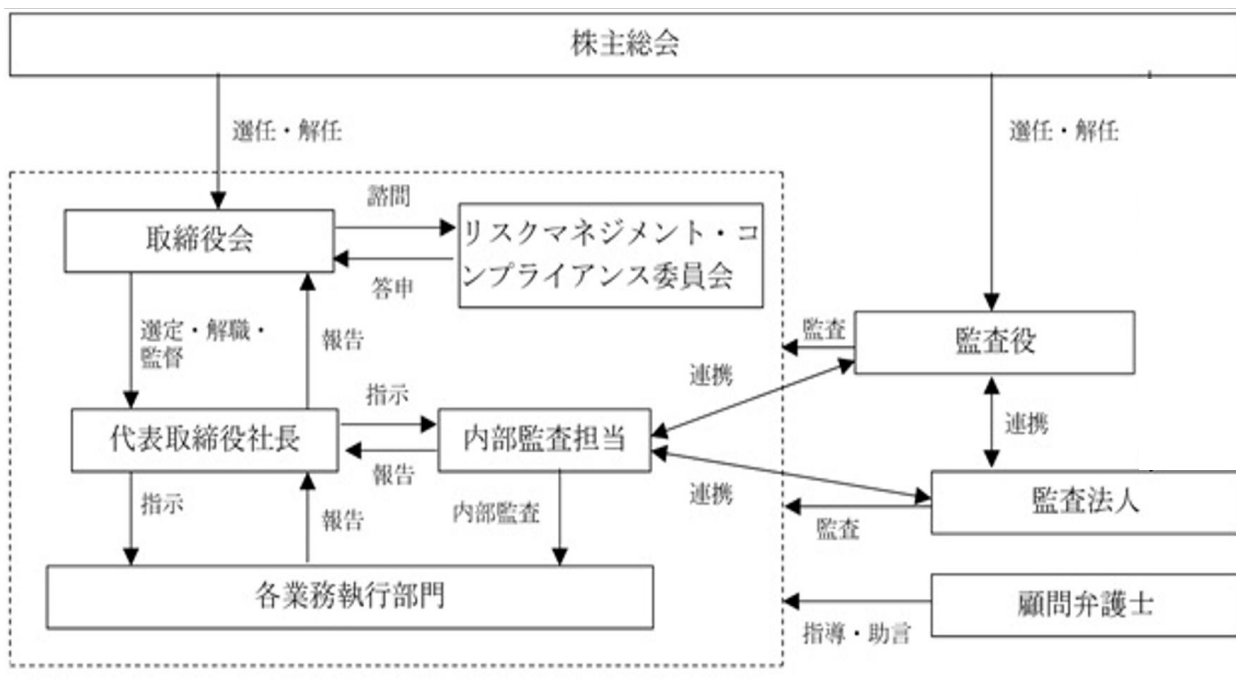
1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	ありません。
------------	--------

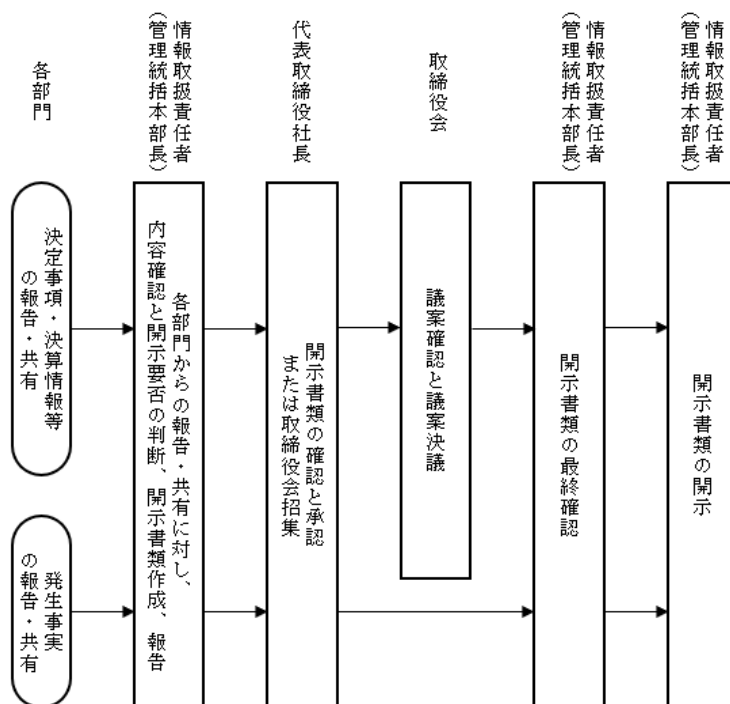
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上